

保育所と認定こども園の比較表

当日資料 2

	保育所	認定こども園			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型 保育所も幼稚園も無い地域のみ設置可能
所管省庁	厚生労働省	内閣府・文部科学省・厚生労働省			
根拠法令	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）			
法的性格	児童福祉施設	学校 かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	制限なし	国・自治体・学校法人・社会福祉法人	国・自治体・学校法人	制限なし	制限なし
目的・内容	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する			
教育保育内容の基準	保育所保育指針 (幼稚園教育要領との整合性が図られている)	保育所保育指針に基づく保育 幼稚園教育要領に基づく教育			
職員の要件	保育士資格	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上：両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満：保育士資格	満3歳以上：両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可。ただし教育相当時間以外に従事する場合は保育士資格が必要 満3歳未満：保育士資格	満3歳以上：両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満：保育士資格
開園日・時間	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定
入所・入園手続き	町と保護者の契約	原則として、設置者と保護者の直接契約 ※ただし、幼保連携型の保育所部分、保育所型については入所要件の保育の必要性の判定を町が行う			
認可	鳥取県知事	鳥取県知事			